

正  
本

収 入  
印 紙

訴 状

(13,000円)

令和2年2月19日

岡山地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 河 端 武 史  
同 加 藤 航 平

〒700-0026 岡山県岡山市北区奉還町1丁目7-7

原 告 特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま

上記代表者理事 河 田 英 正

〒700-0811 岡山県岡山市北区番町一丁目11番21号

河端法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士 河 端 武 史

電 話 086-238-5473

FAX 086-238-5483

〒700-0807 岡山県岡山市北区南方1-8-17

ロイヤールビル3階

平松・木津法律事務所

上記訴訟代理人弁護士 加 藤 航 平

〒279-8686 千葉県浦安市高洲2-4-10

被 告 株 式 会 社 イ ン シ ッ プ  
上 記 代 表 者 代 表 取 締 役 小 野 伸 二 郎

広告表示差止請求事件

訴訟物の価額 1, 6 0 0, 0 0 0 円

ちょう用印紙額 1 3, 0 0 0 円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、日刊新聞紙上の広告において、ノコギリヤシエキスについて頻尿が改善する効果を有するかのような表示をしてはならない。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決並びに仮執行の宣言を求める

## 第2 請求の原因

### 1 原告及び被告について

#### (1) 原告について

原告は、平成27年12月8日、消費者契約法13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である（甲1号証）。

#### (2) 被告について

被告は、栄養補助食品（いわゆるサプリメント）の製造及び販売を主な目的とする株式会社である（甲2号証）。

そして、被告は、栄養補助食品の販売について消費者と契約する場合には不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景表法」という）2条1項の事業者該当する。

### 2 被告の新聞広告が景表法に違反していること

(1) 被告は、「ノコギリヤシエキス」という名称のサプリメント（以下、「本件サプリ」という）を製造し、不特定かつ多数の消費者に対して販売を行っている。

(2) 被告は、本件サプリに関する新聞広告において次の表示を行っている（甲3号証）。

ア 「夜中に何度も…」 「最近時間が…」 「外出が不安」 「中高年男性のスッキリしない悩みに！」との文字による各表示。

イ 寝間着を着た男性が、困ったような表情を浮かべて下半身を震わせなが

ら扉のノブに手をかけているイラスト及び、「何度も…ソワソワ…」との文字による各表示。

ウ 電車に乗った男性が、困ったような表情を浮かべ、下半身を震わせて我慢している様子でつり革に掴まっているイラスト及び、「早く降りたくて…ソワソワ…」との文字による各表示。

エ 「飲んでみたら、早めにスッキリした」、「寒い時期も乗り切れそうです」との文字による各表示。

- (3) 上記2(2)ア～エのようなイラスト及び記載を見た消費者は、本件サプリが頻尿の改善に効果があると認識する。
- (4) しかし、本件サプリは単なる食品であるから、身体に作用する効果を発揮することはありえない。
- (5) 医薬品として承認がされていない商品について、医薬品的な効能効果が表示されている場合、当該表示は景表法5条1号の優良誤認表示にあたる（京都地裁平成27年1月21日判決）。

本件サプリに関する上記2(2)の広告は、頻尿の改善を表示しているといえるから、医薬品的な効能効果が表示されている。

商品の効能効果は品質であり、医薬品として承認がされていないということは身体に作用する効果は発揮されないということであるが、頻尿の改善という効果を発揮するかのような表示は、一般消費者に対し、効果を発揮しない実際のものよりも著しく優良であると示し、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある。

従って、被告は本件サプリに関して景表法に違反する表示を行っているといえる。

- 3 原告は、被告に対し、令和元年11月19日、消費者契約法41条に定める書面をもって本件表示を行わないよう請求し（甲4号証）、同書面は同年11月20日、被告に対し到達し、同年11月27日は経過した（甲5号証）。

- 4 よって、原告は、被告に対し、景品表示法30条1項1号に基づき、請求の趣旨記載の表示を差し止めることを求めて本訴に及ぶ。

### 第3 関連事実

- 1 本件サプリが含有するノコギリヤシエキスが頻尿を改善する効果を有しないことについて以下に付言する。

国民の健康の保持・増進及び栄養・食生活に関する調査・研究を行う国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所のウェブサイトにある「『健康食品』の素材情報データベース」によれば、ノコギリヤシエキスの有効性につき、「前立腺肥大症に対する作用など、一部にヒトでの有効性が示唆されていたが、現時点では効果がないことが示唆されている」と記載されており、また、ヒトでの評価に関するRCT（ランダム化比較試験）の結果として、「良性前立腺肥大を有する男性225人（49歳以上、アメリカ）を対象とした二重盲検無作為化試験において、ノコギリヤシ抽出物（160mg）を1年間摂取させたところ、米国泌尿器科学会症状スコア、最大尿流量率、前立腺の大きさ、排尿後の残尿量、QOL、血清前立腺特異抗体、有害事象発生率に影響は認められなかった（PMID:16467543）。中等度から重度の良性前立腺過形成の男性225名（50歳以上、試験群112名、アメリカ）を対象とした二重盲検無作為化プラセボ比較試験において、ノコギリヤシの実の抽出物160mgを1日2回、1年間摂取させたところ、性機能、尿検査値、血清前立腺特異抗原に影響は認められなかった（PMID:18534327）。良性前立腺肥大症の男性357名（平均60.97±8.40歳、試験群176名、アメリカ）を対象とした二重盲検無作為化プラセボ比較試験において、ノコギリヤシ抽出物320mg/日、およびその2倍量、3倍量を各24週間ずつ（全72週間）摂取させたところ、症状の重症度評価（AUASI、BPH Impact Index、QOL、夜間頻尿、最大尿流量、排尿後残尿量、前立腺特異的抗原（PSA）レベル、生殖機能、尿失禁、睡眠の質など）に影響は認められず（PMID:21954478）、ベースラインのPSAレベ

ル別の解析においても、PSA レベルの変化に影響は認められなかった (PMID:23253958)。前立腺切除術を施術予定の患者 75 名 (試験群 27 名、平均 67.2±7.5 歳、トルコ)を対象とした無作為化比較試験において、ノコギリヤシ 160 mg/日を手術前に 5 週間摂取させたところ、手術中の失血量、微少血管密度 (MVD) に影響は認められなかった (PMID:19921983)。」と記載されている (甲 6 号証)。

つまり、ノコギリヤシエキスが頻尿を改善する効果を有しないことは客観的調査により確認されている。

2 なお、被告は原告からこれまでに送付された申し入れや訴状第 2 の第 3 項に記載した事前請求書を全て受領拒絶しているため、残念ながら全く事前に交渉の余地がなかったことから本件提訴に至ったものである

以 上

### 証 拠 方 法

- |   |           |                             |
|---|-----------|-----------------------------|
| 1 | 甲 1 号証の 1 | 認定書                         |
| 2 | 甲 1 号証の 2 | 適格消費者団体の認定の有効期間の更新をした旨の通知書  |
| 3 | 甲 1 号証の 3 | 履歴事項全部証明書(原告分)              |
| 4 | 甲 2 号証    | 履歴事項全部証明書(被告分)              |
| 5 | 甲 3 号証    | 新聞広告(朝日新聞平成 30 年 11 月 7 日付) |
| 6 | 甲 4 号証    | 消費者契約法 41 条 1 項に基づく事前請求書    |
| 7 | 甲 5 号証    | 検索結果 詳細                     |
| 8 | 甲 6 号証    | 内容証明郵便封筒                    |

### 附 属 書 類

- |   |                   |       |
|---|-------------------|-------|
| 1 | 訴状副本              | 1 通   |
| 2 | 甲 1 ないし 6 号証 (写し) | 各 1 通 |
| 3 | 訴訟委任状             | 1 通   |

